

(別 紙)

被扶養者の特定健診制度の内容および受診方法等について

当健保では、被扶養者の特定健診受診制度が3種類あります。当健保に加入している40歳以上の被扶養者（配偶者等）の方は、下記のいずれかの健診制度により必ず特定健診を受診してください。

※ 配偶者ドックおよび職場健診の受診は、特定健診の受診を兼ねています。

	配偶者ドック	特定健診	パート先等の職場健診
受診対象者	・2025年度中の到達年齢が40歳以上の被扶養配偶者で受診を希望する方 ・被扶養者資格喪失後の受診はできません。 ・受診は3年に1回可能です。	・2025年度中の到達年齢が40歳以上の被扶養者（ただし、配偶者ドックを受診する方を除く） ・<u>被扶養者資格喪失後の受診はできません。</u>	・2025年度中の到達年齢が40歳以上の被扶養者
予約および受診方法	・配偶者ドック利用券（黄色）を被保険者宛に送付します。同封の健診案内に記載されている「健診機関一覧表」を参照し、希望する健診機関にご自身で受診予約を行なってください。 ・受診時には必ず配偶者ドック利用券とマイナ保険証等を持参し、健診機関に提示してください。	・特定健診受診券（白色）を被保険者宛に送付します。同封の健診案内に従い「2025年度特定健康診査実施機関リスト」を参照し、希望する実施機関で受診してください。 ・予約が必要な場合もありますので、事前に実施機関へご確認ください。 ・受診時には必ず特定健診受診券とマイナ保険証等を持参し、実施機関に提示してください。	・勤務先に健診実施内容・受診方法等を確認のうえ受診してください
健診費用の自己負担	・健診機関窓口で7,000円をお支払いください。 ・乳がん検診（マンモグラフィ）および子宮がん検診（頸部細胞診）以外のオプション検査は自己負担となります。	・自己負担はありません。	
受診期限	2026年1月31日（期限厳守）	実施機関によって異なりますので、健診案内を参照して確認してください。	
そ の 他	以下の場合全額自己負担（5万円程度）となりますのでご注意ください。 ・受診期限後 ・配偶者ドック利用券を持参せず受診した場合 ・受診対象でない方が受診した場合	以下の場合全額自己負担（1万円程度）となりますのでご注意ください。 ・特定健診受診券を持参せず受診した場合 ・受診対象でない方が受診した場合	・受診後は、健診結果の写しを当健保へご提出ください。 （ただし、七十七銀行グループでパート勤務をしている方は提出不要）
希望した健診の利用券または受診券が4月中に届かない場合や、希望受診内容に変更がある場合等は、当健保へご連絡ください。			